令和６年（2024年）3月２１日施行

**蕨市ヤングケアラー支援条例**

蕨市では、ヤングケアラーが自分らしく、いきいきと毎日を過ごし、健やかに成長できるよう

ヤングケアラーの支援についての基本理念などを定めた「蕨市ヤングケアラー支援条例」を制定しました。ヤングケアラーについて多くの皆さんに知っていただくとともに、

市や学校、保護者、市民の皆さん、関係機関が連携して、ヤングケアラーを

知る

適切な支援につなげるための取り組みを進めてまいります。

**本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。**

**ヤングケアラーとは**



|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。 | 家族に代わり、幼い兄弟の世話をしている。 | 障害や病気のある兄弟の世話や見守りをしている。 | 目をはなせない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。 | 日本語は第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 家計をささえるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。 | アルコール・薬物・ギャンブル問題をかかえる家族に対応している。 | がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。 | 障害や病気のある家族の身のまわりの世話をしている。 | 障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。 |

出典：こども家庭庁イラスト（こども家庭庁ホームページより）（参照 2024-2-15）を加工して作成

相談する

支援する

ヤングケアラー本人の意見を

尊重しながら、関係機関が連携し、

適切な支援につなげます！ヤングケアラーが担っているケア等の内容によって、福祉サービスにつなげたり、家事・育児の訪問支援などを行うことができます。勉強や将来の不安などの相談にも親身になって対応します。

　「身近にヤングケアラーかも

しれない子がいる」という方は、**こども家庭センター「わらここ」**へご連絡を！

「家族のために頑張っているけど、実はキツい

・・・って思うときがある。」という子は、学校の先生、または**こども家庭センター「わらここ」**へ相談してね。

****

ヤングケアラーに

ついてくわしく知りたい方、相談したい方は、

こちらのQRコード

から蕨市ホームペー

ジをご覧ください。

　　動画も作成しました！

**相談・お問い合わせは**

蕨市こども家庭センター「わらここ」

蕨市中央 5-14-15　蕨市役所子ども未来課内

TEL：048-431-34４9

（家庭児童相談室）





蕨市ヤングケアラー支援条例

（目的）

第１条　この条例は、ヤングケアラーの支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、学校、市民等及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ヤングケアラーの支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのヤングケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営み、健全に成長することができるよう地域社会全体で支援していくことを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ヤングケアラー　本来大人が担うと想定されている家事及び家族等身近な者に対する介護、看護、日常生活上の世話その他の援助（以下「家事等」という。）を日常的に行い、その責任及び負担の重さにより、学業、友人関係等に影響を受ける又はそのおそれのある、おおむね１８歳未満の者をいう。

(2) 保護者　親権を行う者、未成年後見人等ヤングケアラーを現に監護する者をいう。

(3) 学校　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいう。

(4) 市民等　市内に住所又は居所を有し、滞在し、通勤し、若しくは通学する者又は市内において組織する団体及び事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(5) 関係機関　学校以外の介護、障害者及び障害児への支援、医療、教育、児童福祉等に関する業務を行う機関をいう。

（基本理念）

第３条　ヤングケアラーの支援は、全てのヤングケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、心身の健やかな成長及び発達が図られるとともに、適切な教育の機会が確保されるよう行われなければならない。

２　ヤングケアラーの支援は、市、保護者、学校、市民等及び関係機関がそれぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ヤングケアラーが社会から孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ヤングケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

２　市は、前項の施策を円滑に実施することができるよう、保護者、学校、市民等及び関係機関（以下「関係機関等」という。）と相互に連携しなければならない。

３　市は、ヤングケアラーに関する情報の集約、調査及び関係機関等との連絡調整を通じて、ヤングケアラーの実態を把握し、必要に応じた支援を行うものとする。

（保護者の役割等）

第５条　保護者は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、子どもの意向を尊重しつつ、年齢及び発達段階に応じた養育に努めるものとする。

２　保護者は、本来大人が担うと想定されている家事等の責任及び負担を子どもに負わせることのないよう、市、学校及び関係機関に対して、家庭が抱える困難に応じた必要な支援を求めることができる。

（学校の役割）

第６条　学校は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

２　学校は、児童生徒がヤングケアラーであると認められるときは、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

３　学校は、ヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるとともに、支援を必要とするヤングケアラーに対し、市、保護者、市民等及び関係機関と連携して適切な支援を行うよう努めるものとする。

（市民等の役割）

第７条　市民等は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第８条　関係機関は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

２　関係機関は、業務に関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

３　関係機関は、支援を必要とするヤングケアラーに対し、市、保護者、学校、市民等及び他の関係機関と連携して適切な支援を行うよう努めるものとする。

（早期発見）

第９条　市、学校及び関係機関は、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあることを認識し、ヤングケアラーの早期発見に努めるものとする。

（広報及び啓発）

第１０条　市は、関係機関等がヤングケアラーに関する知識を深めることにより、社会全体としてヤングケアラー支援が推進されるよう、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

２　市は、ヤングケアラー自身がヤングケアラーに関する知識を深めることにより、相談及び必要な支援につながるよう、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

（支援体制の整備）

第１１条　市は、ヤングケアラーに関する相談に応じるための体制を整備するとともに、ヤングケアラーの支援について、関係機関等の相互間の緊密な連携協力体制を整備するものとする。

（委任）

第１２条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この条例は、公布の日から施行する。